

第3章 日本における農産物・食品の規格・認証とベトナムへの導入可能性

3.1 日本における農産物の規格・認証

3.1.1 農業生産と農産物の規格・認証の全体像

近年のグローバル化に伴い、消費者に届くまでの食料供給の流れが複雑化してきている。また国内の農産物等の市場が海外に拡大している。国際市場においては各国での安全管理規制に違いがあるため、規格・認証の重要性が増大している。

日本では、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）、食品安全基本法（平成15年法律第48号）、環境基本法（平成5年法律第91号）等において、食料の安定供給の確保、農業の持続的な発展、食品の安全性の確保、環境保全型農業の推進、農作業安全対策の徹底などの基本理念が定められている。この理念の実現のため様々な規格・認証制度が設けられてきた。

年	制度	内容
平成4年	有機農産物および特別栽培農産物にかかる表示ガイドライン	有機農産物とは、科学的に合成された肥料および農薬を避けることを基本として、播種または植え付け前2年以上の間堆肥等による土づくりを行った圃場において生産された農産物のこと、と定義。法的拘束力はなかった。 特別栽培農産物とは、生産された地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている節減対象農薬と化学肥料の使用状況）に比べて、節減対象農薬の使用回数が50%以下、化学肥料の窒素成分が50%以下で栽培された農産物のこと。農薬と化学肥料双方の節減が必要。各都道府県が認証する。
平成11年	エコファーマー 	持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律（平成11年法律第110号）に基づき、堆肥等による土づくり、化学合成肥料及び化学合成農薬の使用低減に取り組むことを内容とする「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を都道府県知事に提出して当該導入計画が適当である旨の認定を受けた農業者のこと。慣行レベルに比べて3割程度の減少を目標とする。認定期間は5年間。エコファーマーマークの使用可。平成30年3月末時点のエコファーマー認定件数は111,864件（農林水産省）。
平成12年	改正JAS法 有機農産物の日本農林規格	有機農産物と表示するためには、農林水産省の登録を受けた第三者機関による審査に合格することが必要。違反した場合は罰則を受ける。
平成22年	農業生産工程管理（GAP）共通基盤ガイドライン	農業生産活動に関わる法体系や諸制度を取りまとめ、GAPの取組内容の共通基盤を整理した文書。

さらに、食品の安全性を求める消費者の要望に応えるために、地域独自の農産物認証制度を制定する都道府県、市町村がある。農林水産省の定める特別栽培農産物にかかるガイドラインとの関係から、それぞれの地域性に応じた環境保全型農業への取り組み基準を設けたり、地域ブランドを確立するために認証制度を定めたりしている。下に一例を示す。

県	認証制度	内容
岡山県	おかやま有機無農薬農産物	有機JAS規格を満たした上でさらに厳しい、化学肥料や農薬を一切使用しない独自の規格を設け、登録認証機関が審査・認証する第三者認証制度。
滋賀県	環境こだわり農産物	特別栽培農産物の生産方法に加え、濁水の流出防止など琵琶湖への負荷を削減する技術で生産された農産物を滋賀県が認証する制度。
兵庫県	ひょうご安心ブランド認定制度	特別栽培農産物の生産方法に加え、残留農薬を国の基準の1/10以下とする厳しい基準を設け、兵庫県が認証する制度。

3.1.2 農業生産工程管理(Good Agriculture Practice: GAP)

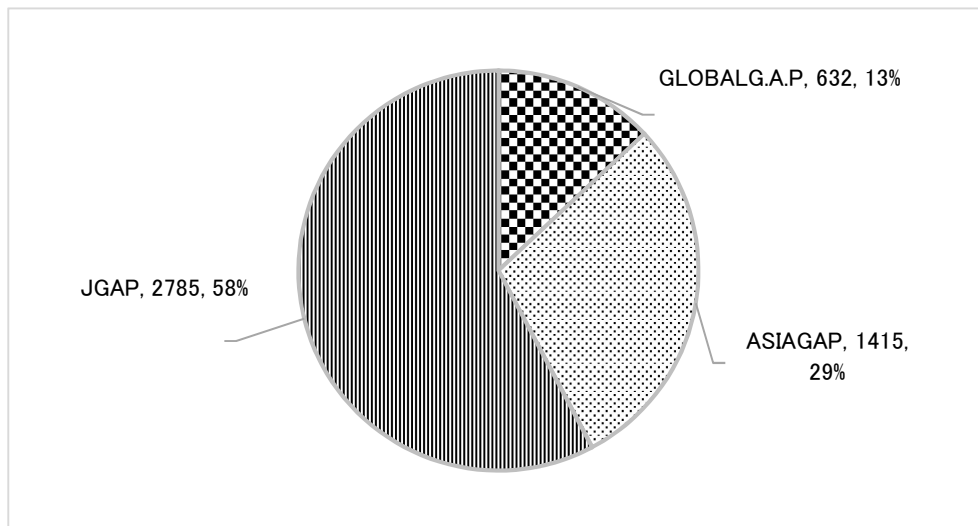
(1) GAPの取組・認証取得の拡大に向けて

我が国において、GAPの実践及び認証取得は、輸出拡大など我が国の農業競争力の強化を図る観点から、極めて重要であり、農林水産省は以下の取組などを推進している。

- ・ 研修支援を通じた指導員の育成
- ・ 各種研修会の開催を通じた農業者の理解増進
- ・ オンライン研修（無料）の策定を通じた農業者の理解増進
- ・ 審査費用の補助を通じた認証取得拡大の推進
- ・ 「GAPの価値を共有するフードチェーン連携パートナー会」の開催を通じた実需者の理解増進
- ・ ガイドラインの策定を通じたGAPの実践レベルの向上

(2) 日本におけるGAP認証の現状

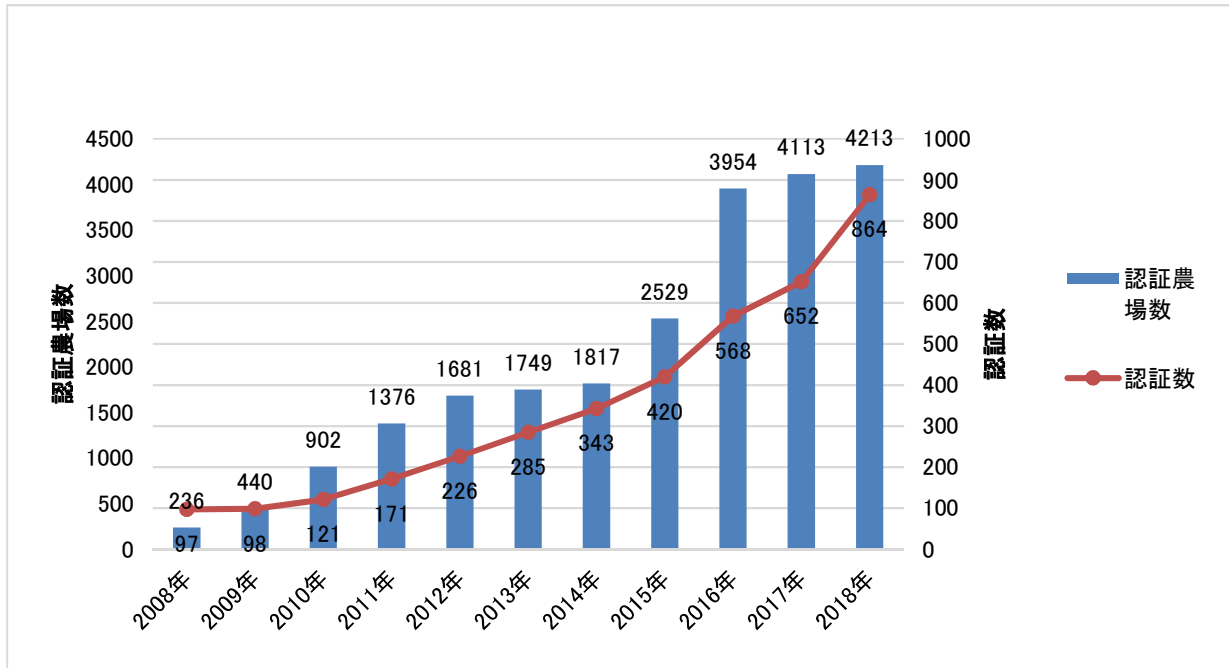
日本におけるGAP認証の取得状況は日本発のGAPであるJGAP及びASIAGAPで約9割を占める。



出典：GAP普及推進機構、（一財）日本GAP協会の統計情報を基に作成
 （GLOBALG. A. P：2018年6月末時点、JGAP/ASIAGAP：2018年3月末時点のデータ）

図 18 第三者認証 GAP の認証プログラム別取得状況

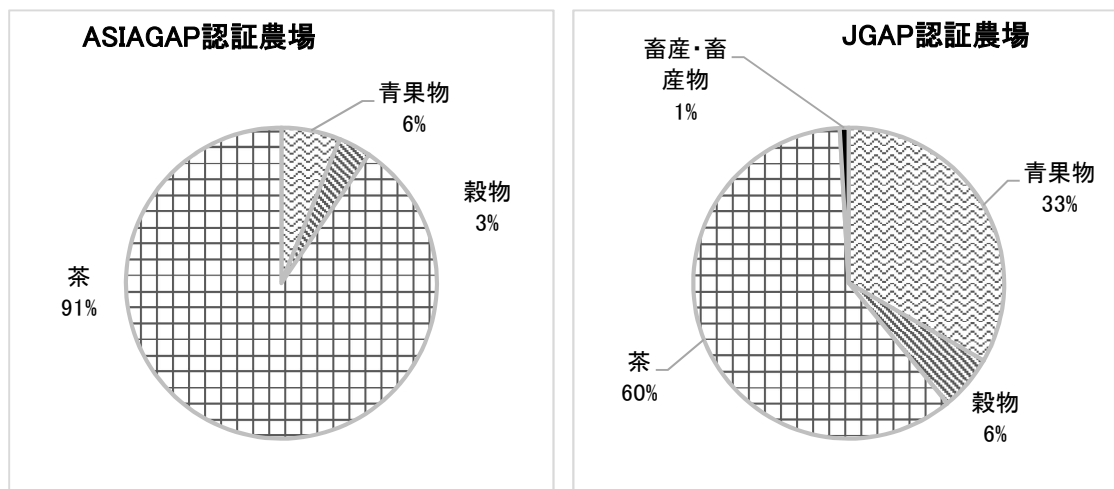
JGAP/ASIAGAP認証農場は、2007年11月にJGAPの第三者認証が始まって以来増加傾向にあり、2018年3月末で4,213農場である（韓国11農場、台湾1農場、ベトナム1農場を含む）。ベトナムの農場はASIAGAP（茶）の認証を取得している。



(出典：(一財)日本GAP協会を基に作成。データは各年3月末)

図 19 JGAP/ASIAGAP の認証農場数の推移

JGAP/ASIAGAP認証農場の品目別取得状況は、ASIAGAPは茶が91%、JGAPは茶が60%を占める。



(出典：(一財)日本GAP協会を基に作成。データは2018年3月末)

図 20 JGAP/ASIAGAP 認証の品目別取得状況比較

(3) JGAP/ASIAGAP認証システム

JGAPの認証取得方法は①個別認証、②団体認証の2通りある。個別認証は、一つの農業経営体（個人農家や農業生産法人など）でJGAPに取り組み農場管理をする。団体認証は、JGAPに定められた農場管理の仕事をJA、JA部会、またはその他の生産者団体など複数の農業経営体が集まった団体の事務局と各農場が分担して管理する。団体認証では各農業経営体の負担が軽減される。

JGAPの主要基準文書には、JGAP総合規則がある。JGAPの理念、適用範囲、審査認証制度、指導員・内部監査員・審査員の資格要件、JGAPの理念マークの表示、JGAPと他のGAPとの同等性認証の仕組みなどが記されている。同文書を最上位に位置づけ、次に要求事項をまとめたJGAP農場用管理点と適合基準（青果物、穀物、茶）およびJGAP団体事務局用管理点と適合基準がある。

「JGAP農場用管理点と適合基準」の管理点には、①必須項目、②重要項目、③努力項目の3レベルがある。

- ・ 必須項目：法令順守などの面から最も重要で、欠かすことのできない管理点。
- ・ 重要項目：適合することが強く求められる管理点。
- ・ 努力項目：審査結果には影響しないが、より理想的な農場管理のための項目であり、積極的に取り組むことが望まれる管理点。

認証の対象となるのは生産工程、収穫工程および農産物取り扱い工程である。収穫工程には圃場での調製を含む。農産物取り扱い工程は、作業所等の農産物の取り扱い施設での受け入れから出荷先に届けるまでが含まれる。

審査の種類には①初回審査、②維持審査、③更新審査がある。認証の有効期限は2年間であり、途中で維持審査が入る。

- ・ 初回審査には3か月の運用実績が必要。
- ・ 維持審査では農産物取り扱い工程をはじめ、最も重要と思われる生産工程の現場を確認することが原則。
- ・ 更新審査では、初回審査からこれまでの間で確認できていない品目・工程・圃場等を優先して確認し、2年間全体で認証の信頼性を確保する。

JGAP/ASIAGAP（農産物）の審査認証機関は4社、JGAP畜産物の審査認証機関は2社である。

審査・認証を行うのはJGAP審査員である。JGAP審査員には力量に応じて以下の種類がある。

区分	役割	資格要件	登録
審査員 補	審査員又は上級審査員の立会いの下で個別審査及び団体審査における農場の審査を担当する。	JGAP指導員基礎研修合格。 農業・営農指導員経験3年以上、JGAP指導経験3認証農場以上を経て、JGAP審査員研修合格。	JGAP審査認証機関と契約し、日本GAP協会に登録申請。
審査員	個別審査及び団体審査における農場の審査を担当する。	JGAP内部監査員研修合格。 審査員又は上級審査員立会いにより相応の力量を確認された農場審査3件以上。	
上級 審査員	個別審査及び団体審査における団体事務局の審査と農場の審査を担当する。	IRCA/JRCA/RAB承認または日本GAP協会の認めるマネジメントシステム審査員研修コース合格。 農場の審査15件以上、上級審査員立会いにより相応の力量を確認された団体事務局審査2件以上。	

審査・認証にかかるコストには、以下の費目がある。農場規模や作物数により審査費用は異なるため、複数の審査認証機関に見積もりを依頼し、審査機関を選定することが推奨されている。

- ①審査・認証料金：個別認証で審査時間4時間の場合5～6万円が目安となる。
- ②交通費・宿泊費：審査員の所在地より計算される。実費請求。
- ③移動拘束費：請求の有無は審査・認証機関による。
- ④登録費：審査・認証機関を通じて日本GAP協会へ支払う。個別審査の場合1万円（年間5千円×2年）。

審査・認証の流れは以下の通り。

- ・ 審査員が農場を訪問し、審査を実施。審査員は通常1名。

- ・ 審査内容は聞き取り、書類確認、現場確認。標準の審査時間目安は、青果物、穀物の場合、栽培・収穫工程で2～4時間、栽培・収穫・農産物取り扱い工程で4～6時間程度。
- ・ 審査の終わりに、審査報告書、不適合項目一覧が作成され、終了会議で所見が伝えられる。
- ・ 不適合があった場合は是正を行う。是正は審査から4週間以内に現場写真や帳票のコピーを審査機関に提出。
- ・ 該当する必須項目100%、該当する重要項目95%以上を満たせば認証取得。
- ・ 認証書の発行。

JGAP/ASIAGAP認証を取得した農場は、JGAP認証農場マーク（下図）を使用できる。同マークの使用には日本GAP協会に許諾申請が必要となっており、JGAPマーク使用細則に則って活用する。

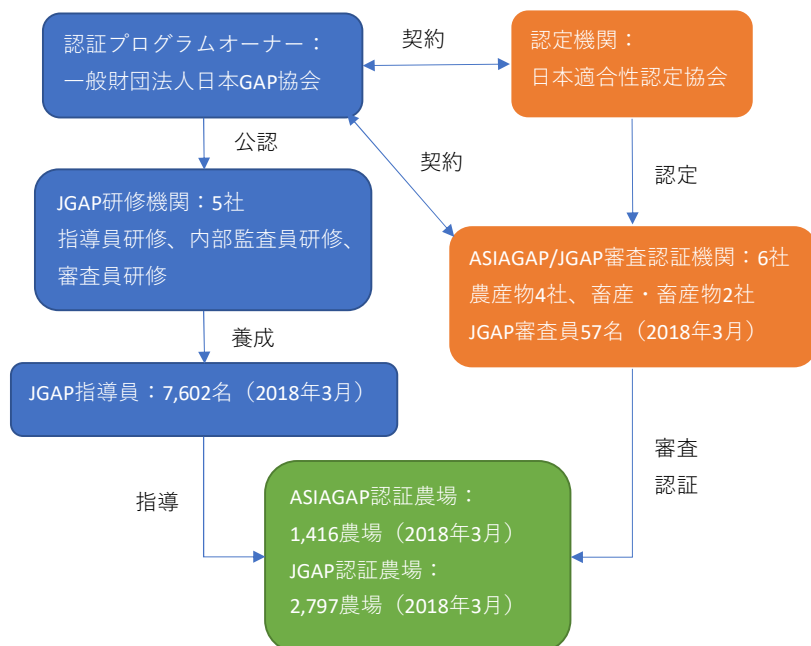


出典：（一財）日本GAP協会

認証後に、品目追加、農産物取り扱い施設の追加を行いたい場合は審査認証機関に申請しなければならない。現地審査を伴う場合もある。

（４） JGAP指導・普及の体制と仕組み

上述したように、認証プログラムオーナーの日本GAP協会は基準書開発に加え、指導と審査の体制を着実に整備している。現在5社が日本GAP協会の公認を受け、JGAP研修を実施している。研修の種類は、指導員基礎研修（農産物／家畜・畜産物）、指導員現地研修（農産物）、指導員特別研修（農産物）、内部監査員研修（農産物）、審査員研修（農産物／家畜・畜産物）がある。



（出典：（一財）日本GAP協会をもとに作成）

図 21 JGAP/ASIAGAP の仕組み

指導員基礎研修を受講後、試験に合格すると指導員資格が取得できる。指導員の資格有効期間は2年間で資格更新のためには研修参加が必要とされる。同研修には、主にJGAPを導入したい農家・農業法人、農家に普及指導する立場の都道府県職員・JA職員などが参加する他、コンサルタントや行政書士など多方面の関係者も参加する。

JGAP指導員資格を持つと、JGAPに取り組んだり指導しているときに出てくる疑問点を、日本GAP協会ヘルプデスクに質問できる。さらに日本GAP協会は、JGAPの基準の解釈について共有認識を持ってもらうため、また、基準の最新情報を周知するため、技術レターを年2～3回発行している。同レターは日本GAP協会ウェブサイトから入手可能である。

また、優良事例の共有のため、一年間で最もGAPの普及に貢献した取り組み事例を「GAP普及大賞」として表彰する。GAP Japanシンポジウムで表彰式と、受賞者による記念講演が行われる。

表 31 GAP 普及大賞の受賞例

年	受賞者	取り組み事例
2011	・ ハラダ製茶農園屋久島農場とハラダ製茶グループ	・ 日本緑茶の生産において初めて直営農場でGAP認証を取得、取引生産者への普及と消費者への認知度向上に貢献
2012	・ 北海道上川農業改良普及センターと担当普及指導員 伊與田竜氏 ・ 株式会社イトーヨーカ堂と株式会社セブンファーム ・ 株式会社日の丸産業社とJGAP指導員	・ 農業改良普及センターが中心となった北海道上川管内のGAP普及の取り組み ・ セブンファームと「顔が見える野菜。果物。」のGAP普及の取り組み ・ 創業113年肥料商「日の丸産業社」による北海道のJGAP普及
2013	・ 宮崎大学農学部 ・ かさい農産 ・ JA東予園芸とゼスプリゴールド部会	・ GAP普及に向けた教育プログラムの開発 ・ GAP実践の深化と新規就農支援 ・ 産地形成におけるGAP利用のさががけ
2014	・ 山形県立神山明新館高等学校 ・ JA北魚沼GAP部会 ・ 三種町森岳じゅんさいの里活性化協議会	・ 高校生による生産・加工・販売を通じた幅広い活動を後押しする高度なGAPへの取り組み ・ 魚沼コシヒカリの産地におけるJAと行政が連携したGAP普及の取り組み ・ 国内随一のじゅんさい産地においてGAPによる高品質化を目指す取り組み
2015	・ 日本コカ・コーラ株式会社 ・ 営農組合法人ノルメインサム パクポムジン氏 ・ まるせい果樹園	・ 食品メーカーによる農業の持続性を高めるGAPの取り組み ・ 韓国における国際的な視点を持ったGAP普及取り組み ・ GAPを活用した東日本大震災に伴う風評被害への対策
2016	・ 株式会社ローソンとローソンファーム社長会 ・ JAおおいたGAP研究会	・ 流通企業と全国の若手農業経営者のGAP普及に向けた取り組み ・ 農業者とJAの両方の負担を軽減したGAP団体導入の取り組み
2017	・ JA鹿児島県経済連	・ JAグループの圧倒的なスケールでのGAP普及
2018	・ 京丸園株式会社 ・ 豊田肥料株式会社 ・ 福島県農業協同組合中央会	・ GAPを活用して障害者・高齢者とともに成長するイノベーションの取り組み ・ 地域に根ざし培ってきた技術力を活かして勧めるGAP普及の取り組み ・ 県を挙げたGAPへのチャレンジによる復興への取り組み

(出典：(一財) 日本GAP協会)

(5) 国際規格としてのASIAGAP

ASIAGAPは2018年10月31日、Global Food Safety Initiative (GFSI)のベンチマーク要求事項を満たした規格として承認された。このGFSI承認により、ASIAGAPは国際的なGAP認証と認められた。アジア唯一のGFSI承認を受けた認証プログラムとして優位性を発揮し、日本GAP協会はASIAGAPをアジア共通のプラットフォームとすることを目指して取り組むこととなる。

3.1.3 日本農林規格(Japan Agricultural Standard : JAS)

(1) JASとは

JAS (Japan Agricultural Standard : 日本農林規格) は、農林水産大臣が定める食品・農林水産分野の国家規格である。従来のJAS制度は、JASを満たしていることを確認(格付)した製品にJASマークを付けることができる制度で、国内市場に出回る食品・農林水産品の品質や仕様を一定の範囲・水準にそろえる「平準化」を目的とする制度であったが、2017年6月に日本農林規格等に関する法律(JAS法)が改正された。

改正JAS法では、従来の品質平準化に加え、事業者の技術、取組みも対象となり、「差別化」を見える化するツールとしても戦略的に活用できるようになった。

表 32 JAS の種類

マーク	
	品位、成分、性能等の品質についてのJASを満たす食品や林産物などに付される。
	有機JASを満たす農産物などに付される。 有機JASマークが付されていない農産物は「有機〇〇」の表示不可。
	特別な生産や製造方法についてのJASや、同種の標準的な製品に比べ品質等に特色があることを内容としたJAS、生産情報公表JASを満たす食品等に付される。

(出典：農林水産省)

(2) 有機JASについて

有機(オーガニック)に対するニーズの高まりから「有機」、「無農薬」等の表示が氾濫していたため、農林水産省は平成4年に表示ガイドラインを制定し、表示の適正を図った。しかし、ガイドラインに強制力はなく、有機農産物についての不適切な表示が行われ、生産基準の不統一がみられる等、統一基準を設けることが必要な状況にあった。平成11年コーデックス総会で「有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン」が採択されたことを踏まえ、同年JAS法を改正し、有機農産物やその加工食品に関する日本農林規格(有機JAS)を制定した。有機JASはコーデックスガイドラインに準拠して定められた。

法改正により、有機JASを満たすものとして認証事業者により格付の表示(有機JASマーク)が付されたものだけが「有機」、「オーガニック」と表示できるようになり、紛らわしい表示は一切禁止されることとなった(農産物及び農産物加工食品に限る)。

- 有機農産物の生産方法の基準(ポイント)
 - ✓ 堆肥等による土づくりをおこなうこと。
 - ✓ 播種・植え付け前2年以上および栽培中に(多年生作物の場合は収穫前3年以上)、禁止された農薬および化学肥料を使用しないこと。
 - ✓ 遺伝子組み換え種苗を使用しないこと。
 - ✓ 収穫後、有機以外の農産物と混ざったり、薬品などに汚染されたりしないように管理すること。
- 有機加工食品の製造方法の基準(ポイント)
 - ✓ 原材料は水と食塩を除いて、95%以上が有機農産物、有機畜産物または有機加工食品であること。
 - ✓ 化学的に合成された添加物や薬剤の使用は極力避けること。

- ✓ 薬剤により汚染されないよう管理された工場で製造を行うこと。
- ✓ 製造過程や保管段階で、有機以外の製品と混ざったり、薬品などに汚染されたりしないように管理すること。

● 有機食品の輸出・輸入

海外の有機農産物・食品を輸入し、日本国内において「有機」と称して販売する場合、事業者はまず、認証を取得する必要があるかどうかを確認する。外国の事業者が有機JAS認証を取得し、有機JASマークを貼付された製品を輸入し、再包装することなく流通させる場合、輸入業者が認証を取得する必要はない。以下の場合、認証が必要になる。

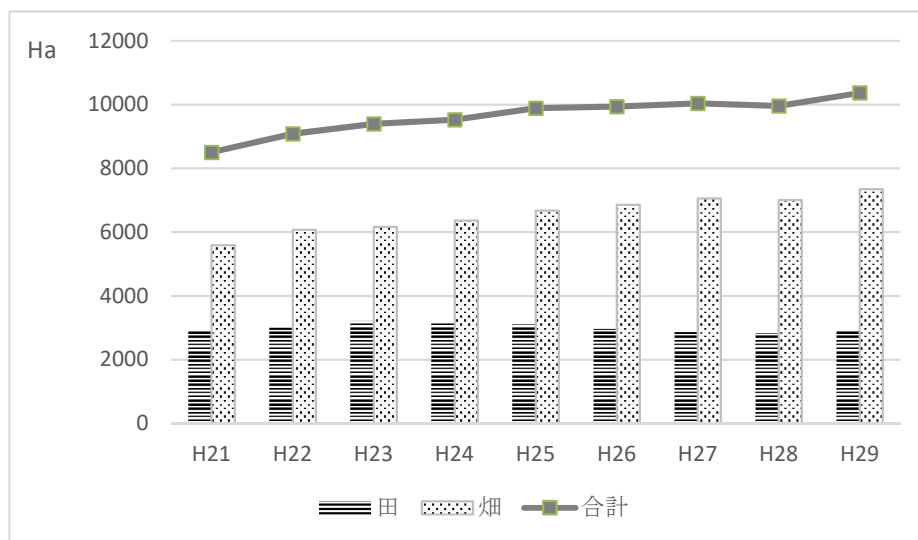
- ✓ 輸入した有機農産物または有機加工食品を小分けする場合、小分け業者の認証が必要。
- ✓ 輸入した有機農産物または有機加工食品をブレンドしたり加工したりする場合、加工食品の生産行程管理者の認証が必要。
- ✓ 有機JASと同等の有機認証制度を持つ国の制度により認証された有機農産物または有機農産物加工食品を輸入する場合、輸入事業者の認証が必要。

日本が有機同等性を承認した国は、EU加盟国、アメリカ、スイス、アルゼンチン、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド³²である。

輸出する場合は、輸出先が日本と有機同等性を承認している国の場合、有機JAS認証のみで有機農産物・有機農産物加工食品として輸出可能である。それ以外は、輸出先国の有機認証を受けることが必要である。

（３） 有機JAS認証の現状

平成26年策定「有機農業の推進に関する基本的な方針」では、平成30年度に耕地面積に占める有機農業の取り組み面積の割合を1%にする目標が定められている。平成29年の有機JAS圃場面積は10,366 haであり、耕作面積の0.5%を占める。この10年では緩やかな増加傾向にある。



（出典：農林水産省（各年の数値は4月1日現在の認証面積）をもとに作成）

図 22 有機 JAS 圃場面積の推移

³² 農林水産省平成30年3月

下表に有機JAS認証事業者（日本国内については公表されているもののみ）を示す。ベトナムでは6社が有機農産物と有機加工食品の生産行程管理と小分けの認証を受けている。

表 33 有機 JAS 認証事業者の内訳

	生産工程	小分け
有機農産物	国内1,372件 海外1,135件	国内255件 海外201件
有機加工食品	国内 717件 海外1,159件	国内229件 海外202件

（出典：農林水産省（国内有機農産物2019年3月4日時点、国内有機加工食品2019年1月末時点、海外2019年2月末時点））

有機農産物の平成28年度格付実績（農林水産省）によると、日本国内で格付された有機農産物の数量は59,955トンで、その65％を野菜が占めている。一方、外国で格付された農産物は約227万トンで、そのうち日本向け出荷数は約3万トンである。外国で格付され日本向けに出荷される品目上位は果実、ダイズ、ソバ、麦、コーヒー生豆である。

表 34 平成 28 年度認証事業者にかかる格付け実績（単位：トン）

区分	日本国内で格付されたもの	日本国外で格付されたもの	
			うち日本向け出荷数
果実	2,619	942,158	10,669
大豆	945	26,934	8,098
そば	23	4,157	3,781
麦	938	3,501	1,791
コーヒー生豆	0	4,206	1,695
野菜	39,209	107,411	1,448
コメ	9,250	10,077	1,358
こんにゃく芋	447	1,558	920
その他茶葉	83	6,827	713
その他農産物	826	1,285	635
ごま	1	1,495	503
雑穀類	78	18,556	472
ナッツ類	1	16,860	352
その他豆類	83	7,179	243
植物種子	10	1,879	161
緑茶(荒茶)	3,533	3,851	12
香辛野菜、香辛料原料品	28	925	4
さとうきび	25	956,153	2
スプラウト類	1,475	514	0
パームフルーツ	0	151,493	0
きのこ類	93	103	0
桑葉	290	0	0
カエデの樹液	0	0	0
合計	59,955	2,267,121	32,858

（出典：農林水産省（2018年7月12日修正）をもとに作成）

（４） 有機JASの認証システム

生産した農産物等に有機JASマークを表示するためには、農林水産大臣が登録した登録認証機関から、認証事業者として認証を受ける必要がある。その前に、生産行程管理責任者、格付責任者、格付担当者、小分け責任者、格付表示担当者となる者は有機JAS講習会を受講する必要がある。講習会は、主に審査を受ける登録認証機関から受講する。

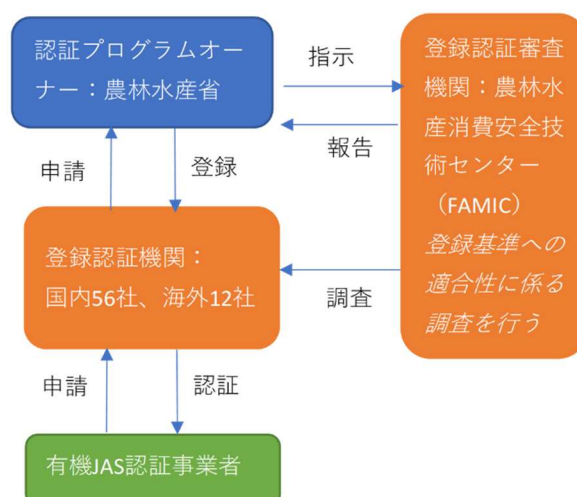
登録認証機関は日本国内56社、海外12社（農林水産省平成30年8月）である。認証審査は、以

下の手順で行われる。

- ・ 申請書類の作成、提出
- ・ 書類審査
- ・ 実地検査
- ・ 判定
- ・ 認証証の交付

認証後、すべての認証事業者は、登録認証機関に格付実績報告書を毎年提出することになっている。登録認証機関は、前年の4月1日～3月31日までの格付数量を集計し、毎年6月末までに農林水産省へ提出する。さらに、有機農産物生産行程管理者として認証された事業者は、登録認証機関へ認証に係る面積報告書を併せて報告する。

認証日からおおむね1年以内に年次調査が実施される。調査の過程等でJAS不適合や違反事項などが確認された場合は是正が求められ、状況に応じて格付業務の停止や認証取消などの措置が取られることもある。



（出典：農林水産消費安全技術センター）

図 23 有機 JAS 認証の仕組み

有機JAS認証にかかるコストは、申請料、審査（調査）料、講習会費等である。申請する事業者が扱う品目や規模によって異なるため、申請書を登録認証機関に提出し、概算見積もりを取り寄せる必要がある。下表に一例を示す。

表 35 有機農産物の生産行程管理者の認証コストの例

申請者	手数料名	内訳	金額
個人	申請料	圃場面積0.5ha以下	32,000円＋税
		0.5haを超え1ha以下	37,000円＋税
		以降面積が0.5ha増加するごとに加算	5,000円＋税
	検査・調査料	調査時間が3時間以内	18,000円＋税
		3時間を超える場合は10分単位で加算	400円/10分＋税
法人	申請料	圃場面積2ha以下	65,000円＋税
		2haを超え1.5ha以下	70,000円＋税
		以降面積が0.5ha増加するごとに加算	5,000円＋税
	検査・調査料	調査時間が3時間以内	23,000円＋税
		3時間を超える場合は10分単位で加算	400円/10分＋税
		検査員交通費	実費＋移動時間500円/時

（出典：手数料一覧（2017年6月）一般社団法人オーガニック認証センター）

申請者	手数料名	認証(初年度)	調査(年次)
個人農家	申請手数料	20,000円	
	書類審査手数料	30,000円	20,000円
	実地審査手数料	52,000円/日	52,000円/日
	出張手数料*	実費+移動費	実費+移動費
	合計	102,000円	72,000円
グループ・法人	申請手数料	20,000円	
	書類審査手数料	134,000円	97,500円
	実地審査手数料	52,000円/日	52,000円/日
	出張手数料*	実費+移動費	実費+移動費
	合計	206,000円	149,500円
*移動費(国内・外国)	4時間未満 12,000円	7.5時間未満 25,000円	7.5時間以上 50,000円

(出典：有機JAS手数料（別紙2）ビューローベリタスジャパン株式会社）

表 36 有機加工食品の生産行程管理者の認証コストの例

申請者	手数料名	内訳	金額
個人	申請料		55,000円+税
	検査・調査料	調査時間が3時間以内	24,000円+税
		3時間を超える場合は10分単位で加算	600円/10分+税
		検査員交通費	実費+移動時間500円/時
法人	申請料	圃場面積2ha以下	85,000円+税
	検査・調査料	調査時間が3時間以内	29,000円+税
		3時間を超える場合は10分単位で加算	600円/10分+税
		検査員交通費	実費+移動時間500円/時

(出典：手数料一覧（2017年6月）一般社団法人オーガニック認証センター）

3.1.4 日本企業のベトナムでの展開と規格・認証

ベトナムで農業生産を行っている日系企業（第1章表14参照）のうち、ASIAGAP認証を取得しているのは1社で、品目は緑茶（生葉・荒茶）、生産工程カテゴリーは栽培・収穫工程と取り扱い工程である。また有機JAS認証を取得しているのは1社で、品目はバナナ、転換期間中である。

認証を取得していない日系企業は多いが、いずれも有機農法や無農薬・無化学肥料栽培に取り組み、または安全安心な野菜作りのための独自の設備などを整備して生産している。今後ベトナムにて有機認証制度が整備されれば、これらの企業も認証取得に関心を示す可能性はある。

3.1.5 日本発の規格の展開動向と意向

（1）GAP

ASIAGAPは2018年10月31日、Global Food Safety Initiative (GFSI)のベンチマーク要求事項を満たした規格として承認され、国際的なGAP認証と認められた。アジア唯一のGFSI承認を受けた認証プログラムとして優位性を発揮し、ベトナムへの普及を進めていく展開が考えられる。

GAP認証を取得する場合は、取引先が求める種類のGAP認証を取得することが基本である。Viet GAPはベトナム国内の流通で通用する認証システムである。一方でベトナムの農家または農業法人が海外への輸出を考える際は、国際水準のGAP認証の取得が求められる。ベトナムでの国際水準のGAP認証はこれまでGLOBALG. A. P. のみであったが、これからはASIAGAPが選択肢として含まれるようになる。ASIAGAPは青果物、穀物、茶についてGFSI承認を受けている。ベトナムはコメの輸出が伸びていることから、特にコメで国際水準のGAP認証をとりたい農場にはASIAGAP取得のメリットがある。このようにASIAGAPの優位性をアピールすることで、今後ベトナムに普及を進める可能性があると考えられる。

表 37 ASIAGAP と VietGAP との比較：しくみ

	ASIAGAP	VietGAP
設立の経緯	2004年生産者が中心となり策定されたGAPを土台とし、2005年生産者を中心として設立されたJGAI(Japan Good Agricultural Initiative)協会(現:日本GAP協会)がJGAP第1版を発行。	2011年に省庁規格として制定されたが廃止。2017年に国家規格TCVN11892として交付。
運営主体	一般財団法人日本GAP協会	Ministry of Agriculture and Rural Development
策定言語	日本語、英語	ベトナム語、英語
対象品目	農産物(青果物、穀物、茶)	農作物(野菜、果樹、コメ、茶、コーヒー)、畜産物、水産物
認証の仕組み	ISO認証制度に則った認証を実施	ISO認証制度に則った認証を実施
有効期間	認証日から2年間	初回審査から再審査まで2年間(12か月毎中間審査)
審査手続き	複数の認証機関から合見積で比較して認証機関を選ぶ。	認証機関に登録・契約後に審査を受ける。
検査	管理点の中に含まれ、農家が検査機関に持ち込んで検査する。 ・土壌分析 ・水質 ・残留農薬検査	認証機関が審査時にサンプルを収集し検査する。 ・土壌中の重金属 ・灌漑用水や収穫後処理用水の重金属、微生物 ・製品中の重金属、残留農薬、微生物、毒性物質
年間認証費用(目安)	ASIAGAP個別認証 約20万円/農場 ベトナムで取得する場合は渡航費や宿泊費の実費が追加	3ha以下 1,500万ドン(約7万円)/農場 16haの場合 5000万ドン(約24万円)/農場
認証機関数、審査員数	6機関(農産物4、家畜/畜産物2) 57名(2018年3月時点)	24機関(BOAまたはMARDに登録)
普及状況	1,416件(2018年3月末時点)	1,920件(2018年8月末時点)

表 38 ASIAGAP と VietGAP との比較：管理点と適合基準

管理点	ASIAGAP	VietGAP
A. 経営の基本	1.農場管理の見える化	○(食品安全マネジメントシステム)
	2.経営者の責任	○(食品安全方針含む)
	3.計画及び実績評価	○
	4. 食品安全における前提条件プログラム	○
	5.生産工程における食品安全に関するリスク管理	○(HACCPベースのシステム)
	6.食品防御及び食品偽装の防止	○
	7.供給者の管理	○
	8.検査・選別	○
	9.苦情・異常・ルール違反への対応	○
	10.トレーサビリティ	○
B. 経営資源の管理	11.責任者及び教育訓練	○
	12.人権・福祉と労務管理	○
	13.作業着及び入場者の衛生管理	○
	14.労働安全管理及び事故発生時の対応	○
	15.土の管理	○
	16.水の利用と廃水管理	○
	17.圃場及び施設の交差汚染防止	○
	18.機械・設備、運搬車両、収穫関連の容器、包装資材、掃除道具等の管理	○
	19.エネルギー管理、地球温暖化防止	○
	20.廃棄物の管理及び資源の有効活用	○
	21.周辺環境への配慮及び地域社会との共生	×
	22.生物多様性への配慮	×
C. 栽培工程の共通管理	23.種苗の管理	○
	24.農薬の管理	○
	25.肥料等の管理	○

(出典：ASIAGAP農場用管理点と適合基準ver. 2.1、TCVN11892-1:2017)

表 39 ASIAGAP と VietGAP との比較：メリットデメリット

	ASIAGAP	VietGAP
メリット	・ASIAGAPは青果物、穀物、茶についてGFSIベンチマーク要求事項を満たした国際規格として承認された。 ・指導員および農家向けガイドラインやチェックリストが充実しており、普及しやすい。	・ベトナム語で審査・認証できる。 ・ベトナム国内の都市部大手スーパーでは、認証農産物の需要が増えている。
デメリット	・ベトナム国内で認知度が低い。	・輸出したい農家は国際的な規格認証へ移行が必要。 ・新規の農家向けガイドラインやチェックリストの整備が不十分である。

注：GFSIに承認された認証プログラムは、世界の食品小売・製造事業者において、国際的に信用に足る食品安全認証プログラムとして認識される。

（２）有機JAS

現在ベトナムの企業では6社が有機JAS認証を取得している。有機農産物及び有機加工食品の生産行程管理者又は小分け業者に認証されている。

今後、ベトナムでの有機JASの活用可能性について、第2章2.3.2項でまとめたフードバリューチェーン関係者の取り組み事例によれば、生産者および小売業者から有機認証のニーズは高いと考えられる。生産者の事例では、すでにVietGAP認証を取得している農場が、さらなる市場ニーズに応えるため有機認証に取り組むケースがあった。小売業者の事例では、アメリカやEUなど海外の有機認証プログラムの認証を取得した農産物や加工食品を取り扱っており、日本の有機認証プログラムにも関心を示す者があった。

一方、下記のとおり、日本において行った有機JAS認証輸入業者への聞き取り調査によると、

①有機JAS認証輸入業者A

現在、ベトナムから一般の加工食品（ライスペーパー、フォー、ニョクマムなど）を輸入している。ベトナムから有機食品の輸入に関心はあるものの、自社で有機食品を製造し認証を取得するにはコストがかかるため、現地で有機JAS認証を取得できるようになることに期待したい。

②有機JAS認証輸入業者B

現在、ベトナムからはチョコレートを入力している。有機チョコレートは日本の消費者に需要があるため、ベトナムで有機チョコレートが製造されれば輸入したい。その他には冷凍ライムの需要がある。

③有機JAS認証輸入業者C

アジアから食品を輸入していない。一般論として有機JAS認証をベトナムで取得できるのであれば輸入業者としては手間をかけず輸入できるメリットがある。

上述のように、有機食品の輸入先は欧米であり、ベトナムまたは東南アジアの国々からは有機農産物や有機加工食品の輸入をしていない者もいるが、日本にもベトナム産の有機農産物・食品に関心を持つ業者は潜在的に存在する。しかしながら、最大のネックは認証取得コストである。現在は、ベトナムで有機JAS認証をとりたい事業者は、ベトナム国外の登録認証機関にベトナムまで出張して来てもらい実地検査を受けなければならない。そのため、通常の審査料に加え、ベトナムまでの航空賃やベトナムでの宿泊費などが追加でかかることとなり、認証取得コストを大幅に上げる要因となっている（下表参照）。今後ベトナム国内に有機JASの登録認証機関が創設されれば、その追加コストがかからなくなるため、ベトナムで有機JAS認証を希望する農家を後押しすることになると考えられる。本調査の一環として実施した有機JAS研修

にはベトナム国内の多くの認証機関関係者が参加し、登録認証機関となることに大きな関心を示した。

表 40 ベトナムに有機 JAS 認証機関ができたときのコスト比較試算

日本の認証機関からベトナムの農家が認証を取得する場合（参考値）			将来ベトナムの認証機関からベトナムの農家が認証を取得する場合（推定額）		
費目		費用（円）	費目		費用（円）
申請料		80,000	申請料		80,000
審査料		160,000	審査料		100,000
講習会費（一回分）		40,000	講習会費（一回分）		20,000
維持管理費（1年当たり）		80,000	維持管理費（1年当たり）		40,000
審査員日当（1泊2日）		18,000	審査員日当（1泊2日）		5,000
小計		378,000	小計		245,000
実費	航空運賃（往復）	80,000	実費	航空運賃（往復）	0
	宿泊費（1泊）	10,000		宿泊費（1泊）	0
	通訳費（1日）	25,000		通訳費（1日）	0
	レンタカー費（1日）	10,000		レンタカー費（1日）	0
合計		500,000	合計		250,000

注：審査日数は農場の規模により増えるため、費用合計金額は変動する
（出典：調査団調べ）

3.1.6 まとめ

農産物に関しては、日本発の規格であるASIAGAP並びに有機JASは、以下の理由からベトナムでの活用可能性が高いと考えられる。

- ・ ASIAGAPは、GFSI承認された国際規格としての強みを活かし、信用性の高さを消費者にアピールできる。
- ・ 有機JASについては、ベトナムでは有機農産物需要が高いため、ベトナムで有機農産物を生産する農家にとっては、有機JAS認証を取得することによって差別化や高付加価値化を図ることができる。
- ・ ベトナムでは、有機農産物の国家規格としての第三者認証システムはまだ整備中であることから、有機農産物の認証はこれまで海外の規格が活用されている。こうした中、ベトナムの認証機関が有機JASの登録認証機関になることができれば、さらなるメリットがあると考えられる。
 - ✓ 日本から審査員を呼ぶのに比べ、認証費用が安くなる。審査をベトナム語で実施できる。
 - ✓ ベトナムでの有機JASへの認知度が高まり、ベトナム消費者にとっても選択の幅が広がる。